

長 建 協 発 第 8 号
平成27年 4月 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」
受講済者の優先使用について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、建設投資等の増加に伴い、建設現場における揚重作業も増加する中、
建設機械に起因する労働災害が懸念されることから、一般社団法人全国クレー
ン建設業協会より、労働安全衛生法に基づいて実施されている「移動式クレー
ン運転士安全衛生教育」を受講したオペレーターを優先して使用するよう、別
添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。